

---

# 条例見直しの要点（たたき台） 参考資料

---

令和4年7月1日（金）  
令和4年度第2回北海道環境審議会地球温暖化対策部会



# 条例の名称における他県との比較

## 北海道地球温暖化防止対策条例

### 【条例制定時の背景】

- ・洞爺湖サミット開催を契機とした機運
- ・2050年まで50%の削減。低炭素の推進

### 【主な目的・理念】

- ・低炭素に向けた取組の推進
- ・北の大地から地球温暖化対策に貢献



## 新条例名：未定

### 【条例見直しの背景】

- ・国内外での脱炭素化に向けた動きの加速
- ・2050年までのゼロカーボンの実現

### 【主な目的・理念】

- ・地域・経済発展とゼロカーボンが両立し、魅力ある北海道（ゼロカーボン北海道）の実現

## 参考：他都府県の温対条例の名称一覧

都府県名	条例名
北海道	北海道地球温暖化防止対策条例
岩手県	・岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例 ・県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 ・新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例
秋田県	秋田県地球温暖化対策推進条例
茨城県	茨城県地球環境保全行動条例
群馬県	2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例
埼玉県	埼玉県地球温暖化対策推進条例
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）
神奈川県	神奈川県地球温暖化対策推進条例
富山県	富山県環境基本条例
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例
山梨県	山梨県地球温暖化対策条例
長野県	・長野県地球温暖化対策条例 ・長野県脱炭素社会づくり条例（ゼロカーボン条例）
岐阜県	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例
静岡県	静岡県地球温暖化防止条例
愛知県	愛知県地球温暖化対策推進条例

都府県名	条例名
三重県	三重県地球温暖化対策推進条例
滋賀県	滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例
京都府	京都府地球温暖化対策条例
大阪府	大阪府気候変動対策の推進に関する条例
和歌山県	和歌山県地球温暖化対策条例
鳥取県	鳥取県地球温暖化対策条例
島根県	島根県環境基本条例
岡山県	岡山県環境の負荷の低減に関する条例
広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例
徳島県	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例
香川県	香川県生活環境の保全に関する条例
佐賀県	佐賀県環境の保全と創造に関する条例
長崎県	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例
熊本県	熊本県地球温暖化の防止に関する条例
宮崎県	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例
鹿児島県	鹿児島県地球温暖化対策推進条例

## 道と他府県の責務の比較

※ ○：義務 △：努力義務

都府県名 [最終 改正]	都道府県の責務					事業者の責務			都道府県民の責務		建築主の責務	観光旅行者の責務	
	市町村・事業者・道民との連携 及び協働（対策の策定・実施）	市町村への助言・必要な支援	事業者・道民・環境保全団体・ その他民間団体の支援	事務事業の率先実施	次世代自動車の環境整備	温室効果ガスの排出抑制	適応の取組	都道府県への協力	温室効果ガスの排出抑制	都道府県への協力	環境配慮の努力義務	温室効果ガスの排出抑制	都道府県への協力
北海道 [H26]	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	-
滋賀県 [R4]	○	○	-	-	-	△	-	○	△	○	-	-	○
大阪府 [R4]	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-
群馬県 [R4]	○	○	○	○	-	△	-	△	△	△	-	-	-
京都府 [R2]	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○

## 道と他都府県の報告制度の比較

※ ○：報告義務 △：任意報告 セルの着色：公表内容

都府県 市名 [最終 改正]	事業者要件						温室効果ガス					目標		取組・措置					自動車		その他		公表方法	簡易な制度
	エネルギー 原単位 換算 排出量	温室効果 ガス 排出量	トラック	バス	タクシー	鉄道	排出量	原単位	使用エネルギー 種別 排出量	事業所毎の 排出量	ガス削減 温室効果	再エネ導入	重点措置	ガス削減 温室効果	温暖化対策	再エネ利用 森林保全、 社会貢献 活動	使用台数 次世代車 措置	使用抑制 措置	排出実績 評価	ベンチマーク 制度				
北海道 [H26]	1,500 KI/年	3,000 t-co2	200台 以上	200台 以上	350台 以上	-	○	△	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	PDF 形式	-
東京都 [R2]	1,500 KI/年	-	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	PDF 形式	-	
京都府 [R2]	1,500 KI/年	3,000 t-co2	100台 以上	100台 以上	150台 以上	150両 以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	PDF 形式	京都市	
岐阜県 [R3]	1,500 KI/年	3,000 t-co2	100台 以上	100台 以上	150台 以上	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	PDF 形式	-	
長野県 [H25]	1,500 KI/年	3,000 t-co2	保有自動車 200台以上			-	○	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	PDF 形式	-	
徳島県 [H29]	1,500 KI/年	-	100台 以上	100台 以上	150台 以上	-	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	-	-	-	○	-	PDF 形式	-	
札幌市 [R2]	1,500 KI/年	3,000 t-co2	保有自動車 50台以上			-	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	PDF 形式	-	

※令和3年度第3回北海道環境審議会地球温暖化対策部会 資料2・12ページより再掲

## 道と他都府県の報告制度の比較

※ ○：義務 △：努力義務

都府県 市名 [最終 改正]	報告が必要な行為			報告項目		環境性能表示 等情報提供		ZEB ZEH 促進	その他
	改新 築等	模修 様繕 替	設設 置備 等	導再 入工 ネ	利木 用材	設計 者	販売 者		
北海道 [H26]	○	○	○						
東京都 [R2]	○			△			△		
京都府 [R2]	○			○	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内木材等の使用及び再工ネ利用設備の導入義務付け</li> <li>・ 屋上緑化義務付け</li> </ul>
岐阜県 [R3]	○			△					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定建築主以外の建築主には報告の努力規定</li> </ul>
長野県 [H25]	○			△			△		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築主に省工ネと再工ネ導入の検討を促す制度</li> <li>※建物の新築の際、建築主に対し省工ネや再工ネ設備の導入の検討・届出義務及び表示努力を規定。</li> <li>※当該新築の設計・建築事業者による環境情報提供の努力規定</li> </ul>
徳島県 [H29]	○			△			△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物及び敷地の緑化</li> <li>・ 販売・賃貸事業者による温暖化防止情報の説明努力規定</li> </ul>
札幌市 [R2]	○								

※令和3年度第5回北海道環境審議会地球温暖化対策部会 資料2・21ページより再掲

## 道と他都府県の報告制度の比較

都府県名 [最終改正]	対象事業者				報告項目												その他	
	小売電気事業者	一般送配電事業者	送配電事業者登録特定	再エネ供給量目標・実績	目標達成のための措置	温暖化防止措置	発電事業	温暖化対策の推進体制	二酸化炭素排出係数	消費者に対する再エネ利用促進の取組	電源構成	再エネの発電種別	県内での連携	FIT電力	再エネの種類別調達量	公表		規模要件
北海道 [H26]	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
滋賀県 [R4]	○	-	-	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	-	○	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県による再エネ普及の情報提供</li> <li>・再エネの地産地消の推進</li> <li>・水素エネルギーの利用の促進</li> </ul>
大阪府 [R4]	○	-	-	○	○	○			○	○					○	-	R5.4.1施行 ・空白の報告項目は現在検討中	
東京都 [R2]	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	-	
京都府 [R2]	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	-	○	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネの積極的導入</li> <li>・再エネ普及の情報提供</li> </ul>
長野県 [R4]	○	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	

※令和4年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会 資料1・12ページより再掲

### 飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例(H25.4.1)

地域環境権

全国初!!

再エネ資源から生まれるエネルギーを市民共有の財産と捉え、市民には、これを優先的に活用して地域づくりをする権利がある。

- 目的 市域の豊富な再エネ資源と地域の「結い」を活用して低炭素で活力ある地域づくりを実現
- ⇒再エネによる電気の全量固定価格買取制度を地域で公共的に活用する制度を構築
  - ⇒再エネ資源の活用と市民・公共的団体等・行政とのかわりを明確化

市民を中心とする多様な主体が取り組む再エネによる地域づくり事業を公民協働事業として支援。



長野県飯田市では、地域の再生可能エネルギーを活用して地域づくりをする権利を温暖化対策条例と別に規定

⇒・地域資源を活用し、脱炭素化の実現を図りながら、環境・経済・社会が統合的に向上する地域をつくりあげていく考え方 など